

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 2 月 2 日

更新日 令和 6 年 5 月 14 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トウキョウト（〒197-0801）ノ シ ス ガ オ東京都あきる野市菅生347

名称（フリガナ）：トウキョウ東 京 しゃもセイサンクミアイ生産組合

代表者（管理人）の氏名： 浅野 敬貴

ウェブサイトのアドレス：<http://asano-poultry.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：トウキョウ東 京 しゃも、Tokyo Shamo

4 明細書の変更

東京しゃも生産組合（以下「組合」という。）は、法 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合は、生産業者に対し「東京しゃも」の明細書に記載された生産の方法の遵守のために必要な手順について以下のとおり周知するとともに、必要に応じて指導を行う。

ア 組合は、年 1 回以上生産者に対する現地調査を実施し、生産地及び生産の方法に係る管理状況を記録する。

イ 食鳥処理の委託を受けた食鳥処理業者（以下「委託事業者」という。）は、明細書に記載した「東京しゃも」の出荷基準に基づき食鳥処理を行い、最終製品の出荷状況を記録する。

ウ 組合は、年 1 回以上委託事業者に対し出荷基準の遵守状況を確認するために現地調査を実施する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記（1）の手順について、年 1 回以上実施する現地調査時に、その妥当性について検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、明細書に記載された生産方法に従った生産が行われていない場合に、生産業

なお、是正を求めたにもかかわらずそれに従わない場合、組合は、当該生産業者に対し、「東京しゃも」の素雛を配布しないとともに、「東京しゃも」としての出荷停止を命じることができるものとする。

組合は、委託事業者に対し前記5の周知の際、地理的表示である「東京しゃも」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- 組合は、地理的表示である「東京しゃも」およびGI マークに係る違反使用が判明した場合、委託事業者に対し、警告を発し、是正を求める。

組合は、6及び8に関して「東京しゃも」に係る需要者の信頼を著しく損なう、またはそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

組合及び委託事業者は、次の資料を作成日または取得日から5年間保存するものとする。

- 電子メールアドレス：